

指定廃棄物最終処分場の選定に係るこれまでの経緯

資料3

平成23年

- ・8月30日 放射性物質汚染対処特措法が公布。指定廃棄物は国が処理することとされた。
- ・11月11日 特措法に基づく基本方針で、発生県内での処理を閣議決定。

平成24年

- ・1月1日 特措法が本格施行。
- ・3月30日 環境省が「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表し、原子力災害対策本部に報告。発生量が多く保管がひっ迫している県で、国が最終処分場を整備する方針を示す。また、平成26年度末迄の施設整備スケジュールを示す。
- ・4～5月 8,000Bq/kgを超える廃棄物の発生量が多く保管がひっ迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県に対して候補地選定の協力を要請。

候補地の選定手順、評価項目及び評価基準等について、県の意見を聴いてとりまとめ、候補地の選定作業を開始。

- ・7～8月 市町村担当課長会議を開催して、選定手順、評価基準、提示方法について説明。
(栃木県:7月19日、茨城県:8月6日、宮城県:8月10日)
いずれの県の市町村からも特段の意見なし。

指定廃棄物最終処分場の選定に係るこれまでの経緯

平成24年(続き)

- ・8月20日 環境省の災害廃棄物安全評価検討会(公開)において、最終処分場の構造・候補地の選定手順等を説明。
- ・9月 3日 栃木県及び矢板市に候補地を提示。
- ・9月27日 茨城県及び高萩市に候補地を提示。
- ・10月25日 宮城県主催で、第1回指定廃棄物最終処分場等に係る市町村長会議を開催。

平成25年

- ・2月25日 「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」を公表。
- ・2月25日 5県知事に対し、これまでの経緯の検証結果と今後の方針を報告し今後の協力について要請。
～28日

各県における8,000Bq/kgを超える廃棄物の保管量 (平成24年11月末時点)

(単位:トン)

	焼却灰	浄水 発生土	下水汚泥 (灰・スラグ)	農林業系 副産物	その他	合計
宮城県	0	1,011.2	0	4,873.0	16.3	5,900.5
茨城県	2,286.2	0	925.8	0.4	0.2	3,212.6
栃木県	1,955.6	727.5	2,200	8,844.0	0	13,727.1
群馬県	0	672.8	458.3	0	0	1,131.1
千葉県	1,870.8	0	542.2	0	189.1	2,602.1

各県における指定廃棄物の指定状況(平成24年12月28日時点)

都道府県	焼却灰				浄水発生土 (上水)		浄水発生土 (工水)		下水汚泥 ※焼却灰含む		農林業系副産物 (稲わらなど)		その他		合計	
	焼却灰(一般)		焼却灰(産廃)		件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
	件	数量(t)	件	数量(t)												
宮城県	0	0	0	0	8	1,011.2	0	0	0	0	2	2,238.2	4	0.4	14	3,249.8
茨城県	15	2,097.7	0	0	0	0	0	0	2	925.8	0	0	1	0.2	18	3,023.7
栃木県	15	1,791.4	0	0	10	584.5	0 (1)	0 (67)	8	2,200	10	4,715	0	0	43	9,290.9
群馬県	0	0	0	0	5	450.6	1	127	2	171.1	0	0	0	0	8	748.7
千葉県	24	1,809.6	2	0.6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	189.1	32	1,999.3

※栃木県の浄水発生土(工水)(1件、67t)は、上水と兼用の施設で発生したものであり、浄水発生土(上水)に含めた。

各県における指定廃棄物の濃度分布

- 放射性物質汚染対処特措法第16条に基づく報告、第18条に基づく申請により指定された、12月28日時点の5県における指定廃棄物の濃度分布を以下に示す。

単位:トン

都県	8,000～ 10,000 (Bq/kg)	10,000～ 30,000 (Bq/kg)	30,000～ 50,000 (Bq/kg)	50,000～ 100,000 (Bq/kg)	100,000～ (Bq/kg)	合計
宮城県	244.0	3,002.4	0.0	3.3	0.1	3,249.8
茨城県	458.5	2,565.0	0.2	0.0	0.0	3,023.7
栃木県	196.6	8,062.2	782.0	250.0	0.0	9,290.9
群馬県	125.0	527.7	96.0	0.0	0.0	748.7
千葉県	229.5	1,334.8	147.0	288.0	0.0	1,999.3
合計	1,253.6	15,492.1	1,025.2	541.3	0.1	18,312.3

※1件の申請の中で、濃度の異なる複数のロットが申請されている場合は、平均濃度により濃度分布表を作成

放射性物質汚染対処特措法（放射性物質に汚染された廃棄物の処理）

原子力事業所内及びその周辺に飛散した廃棄物の処理

関係原子力事業者が実施

特定廃棄物

①対策地域内廃棄物

環境大臣による汚染廃棄物対策地域※の指定
※廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されている等一定の要件に該当する地域を指定

環境大臣による対策地域内廃棄物
処理計画の策定

国が対策地域内廃棄物処理計画に
基づき処理

下水道の汚泥、焼却施設
の焼却灰等の汚染状態
の調査（特措法第16条）

環境大臣に報告

左記以外の廃棄物の調
査（特措法第18条）

申請

②指定廃棄物

環境大臣による指定廃棄物の指定
※汚染状態が一定基準（8,000Bq/kg）超の廃棄物

国が処理

不法投棄等の禁止

特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物

廃棄物処理法の規定を適用（市町村等が処理、一定の範囲については特別の技術基準を適用）

放射性物質汚染対処特措法の基本方針

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針(平成23年11月11日閣議決定)において、県内で発生した指定廃棄物は当該県内で処理することが定められています。

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく基本方針(抜粋)

- 3. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する基本的事項
 - (3) 指定廃棄物の処理に関する事項
 - (前略)

指定廃棄物の処理は、水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については厚生労働省、公共下水道・流域下水道に係る発生汚泥等については国土交通省、工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物等については経済産業省、集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物等及び農林業系副産物については農林水産省と連携して、環境省が行う。また、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うものとする。

指定廃棄物の今後の処理の方針

(平成24年3月30日)

- 放射性物質汚染対処特措法の基本方針に基づき、環境省では地方公共団体と指定廃棄物の処理に係る協議を進めてきたところであり、平成24年3月30日に「指定廃棄物の今後の処理の方針」を公表（3月30日、原子力災害対策本部に報告）

指定廃棄物の今後の処理の方針のポイント

- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、今後3年程度(平成26年度末)を目処として、指定廃棄物が大量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場など(福島県において10万Bq/kg超の指定廃棄物は中間貯蔵施設)を確保することを目指す
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用を含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物(稲わら、牧草など)は、既存の焼却施設で焼却出来ない場合、仮設焼却炉等を設置

指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る 経緯の検証及び今後の方針のポイント

➤ はじめに

- ・ 指定廃棄物の最終処分場候補地を示した栃木県矢板市、茨城県高萩市では強い反対、地元への説明ができない状況。
- ・ 県や市町村と今後の進め方について相談しなければならない状況にあり、スケジュールに遅れが生じている状況。
- ・ 昨年12月の政権交代を受け、前政権下での取組を検証し、これまでの選定プロセスを見直すこととした。

➤ 検証結果と今後の方針

検証結果

- ① 選定作業の実施や選定結果の共有にあたり、市町村との意思疎通が不足
 - ・ 選定作業において、県や市町村の協力が不可欠
 - ・ 選定作業や結果の共有にあたり、意思疎通が不足
- ② 候補地の提示にあたっての詳細な調査、専門的な評価の不足
 - ・ 安全性に対する地元の十分な理解が得られていない
 - ・ 安全性に係る詳細調査や専門家による評価が不足
- ③ 各県の状況を踏まえた対応が不十分

県や市町村と施設の内容・安全性等について情報共有した上で、協力要請や意向の聴取を行うなど、各県の状況を踏まえた対応を行うべき

今後の方針

- ① 市町村長会議の開催を通じた共通理解の醸成
 - ・ 指定廃棄物処理に向けた共通理解の醸成
 - ・ 地域の実情に応じて考慮すべき具体的な事項についても、選定作業において十分配慮。
- ② 専門家による評価の実施
 - ・ 3月に専門家で構成される検討会を立ち上げ
 - ・ 施設の安全性の確保に関する考え方の議論
 - ・ 候補地の選定手順、評価項目・評価基準の議論
- ③ 候補地の安全性に関する詳細調査の実施

候補地の安全性に関する詳細調査(ボーリング等による地盤、地質、地下水等)の実施、評価

➤ 今後の取組

- ・ 直ちに宮城県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県を訪問して協力要請。県の協力を得て市町村長会議を開催。
- ・ 速やかに専門家会議を立ち上げて、安全性の確保に関する考え方等の議論を開始。
- ・ 県や市町村との意見交換等を重視して、手順を踏んで着実に前進できるよう全力で取り組む。